

国民体育大会埼玉県代表候補監督並びに候補選手の選考方法

国民体育大会埼玉県予選会に参加したものを対象として、選考委員会で選考する。

ただし、国際大会に参加する、或いはそれに準ずる強化練習や強化合宿の参加等、その他特別な事情のある場合は、参考資料となるものを検討し、選考委員会により推薦することがある。

1 体操競技

(1) 関東2次予選会を国体県内候補選手選考会とし、この成績により各種別5名（関東ブロック登録選手）若干名の候補選手を選考する。

(2) (1)において選考された候補選手は関東2次予選会の得点の2分の1を持点とし、インターハイ予選会を国民体育大会県予選会として各種別4名を選出し残り1名は種目別貢献度をみて決定する。

（決定した5名が本国体登録選手）

尚、怪我など不測の事態を考え県内補欠選手を若干名、強化練習会などに参加させ強化を図る。

※ (1) (2) 共に協会推薦選手がいる場合は選手として優先選考する。

(3) (1)により選出された選手の監督、または指導者を候補監督として選出し、選考委員会により推薦し決定する。ただし、成年男女の監督は、選考委員会推薦とする。

(4) (1) (2) で、選出された選手(県内補欠選手も含む)が出場できなくなった場合は、予選会に出場（登録）した選手の中から補充する。

2 新体操

(1) 新人大会兼関東大会県第1次予選会終了後、単独チームにするか選抜チームにするかを選考委員会で決定する。

(2) 単独チームに決定した場合は、下記の方法で選考する。

ア) 学校総合体育大会時に国民体育大会県予選会を行い決定する。

イ) 同点優勝の場合は、〔国内新体操国民体育大会タイブレイク・ルール〕により決定する。

ウ) 国体県予選会に出場できるチームは、全チームとする。

エ) 単独チーム決定後、不慮の事故等によりチーム編成に困難が生じた場合は、選考委員会により決定する

オ) 選出された監督は他校の選手を補充することが望ましいと判断したときには、選考委員会で確認した後補充することができる。

(3) 選抜チームに決定した場合は、下記の方法で選手を選考する。

ア) 国民体育大会県予選会に「国体県選抜チーム」として参加する。

イ) 新人大会兼関東大会県第1次予選会終了後、団体競技の優勝チームを中心に協会推薦選手を加え10名を選出する。

ウ) 同点優勝の場合は、〔国内新体操国民体育大会タイブレイク・ルール〕により決定する。

(4) 監督は、原則として選出された選手が最も多いチームの監督、または指導者を候補監督として選出し、選考委員会により推薦し決定する。

(5) 選抜チームに決定した場合は、下記の方法で予選会を行い県代表チームを選考する。

ア) 学校総合体育大会時に国民体育大会県予選会を行う。但し、「国体県選抜チーム」が優勝できない場合「優勝チーム」と「県選抜チーム」で再編成を行い「最強チーム」を県の代表とする。

イ) 団体競技の演技構成は新体操強化部が創作し、国体選抜チームの演技とする。

3 候補監督並びに候補選手の決定

(1) 選考委員会にて選出された候補監督・選手より所定の承諾書が提出された場合に候補監督並びに候補選手として決定する。

(2) 候補選手の変更、または補充は候補監督の申告により選考委員会にて決定する。

(3) 総監督は原則として強化部長があたり、選考委員会が決定する。（派遣は別とする）

4 前項のきまり以外の必要な事項は、選考委員会で協議し決定する。

5 選考委員は会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、常任理事、**各種別強化部長および本部長**、国体経理担当者、前年度監督、該当候補選手監督とする。

6 このきまりの改廃は、本会理事会の決議による。

7 このきまりは、令和2年度より施行する。

昭和58年4月23日 制定
平成13年3月17日 改定
平成22年3月14日 改定
平成23年3月6日 改定
平成25年4月21日 改定
平成26年5月25日 改定
平成28年4月17日 改定
令和3年3月7日 改定